

不発弾等の処理に関する意見書

去る1月14日、糸満市字小波蔵の水道管布設工事現場において、重機による掘削作業中に突如爆発が起こり、作業員が重傷を負い、近隣施設の多数の窓ガラスが割れる事故が発生した。

その後の調査により、この事故は太平洋戦争中の沖縄戦で使用された米軍の不発弾が原因であることが確認され、我々県民は戦後63年を経過した今日でさえ負の遺産である不発弾のそばでの日常生活を背負わされている恐怖と、遅々として進まない戦後処理への大きな憤りを感じるものである。

一説によると、沖縄県内には戦争終結時には約1万トンの不発弾が残され、今なお約2,300トンもの不発弾が埋没し、これまでの年間30トンのペースで処理してもあと70年は要すると推計されている。

このように埋没不発弾等の処理が思うように進まない大きな理由としては①国が他県との均衡を理由に不発弾等の処理費用の半額を市町村に負担させてきたこと、②民間の工事は補助の対象外とされてきたこと、③それにより不発弾等の爆発事故を未然に防ぐための唯一の手段である磁気探査の徹底を経費等の理由から見合わせてきたことがあげられる。

これに対し、国は平成21年度予算案で、これまで市町村が半額を負担してきた不発弾等の処理費用を、沖縄県に限り国が全額負担することを決定したが、民間工事においては依然として除外されていることから、本市議会としては、市民、県民の生命・財産を守るためには、公共工事への対応改善と同様の対応を民間工事にも適用し、一日でも早く県内から埋没不発弾等をなくすことを切望している。

よって、国におかれては、今回の爆発事故を含め埋没不発弾等が県民の生命・財産・生活の安全を脅かしている事実と、その原因が戦後処理の遅れにあることを再確認いただき、下記の事項が早急に措置されるよう強く要請する。

記

1. 今回の不発弾爆発事故による人身及び物件に対する損傷及び損害に対しては、国の責任において速やかに完全な補償をすること。
2. 不発弾等爆発事故による損失の補償に関しこれを国の責任で行うことを内容とする法整備を行うこと。
3. すべての不発弾等の発見及び処理は、国の費用と責任において行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月3日

石垣市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、農林水産大臣
国土交通大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、沖縄県議会
議長、地元選出県議会議員